

保 発 1130 第 6 号  
令和 4 年 11 月 30 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

### 診療報酬審査決定状況等の報告について

標記については、医療費の動向を迅速に把握し、政策決定の際の資料とするために、「診療報酬審査決定状況等の報告について」（平成 20 年 5 月 27 日保発第 0527002 号）により取り扱ってきたところであるが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）の一部が令和 4 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、下記のとおり報告を求めることとしたので、特段のご配慮をお願いしたい。

なお、従前の平成 20 年 5 月 27 日保発第 0527002 号貴職宛て当職通知は、令和 4 年 10 月審査分の医療費の報告（併せて行う他の報告を含む。）が終了した時点で廃止する。

また、本報告は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 19 条第 1 項の規定により総務大臣から承認された一般統計調査（「医療費の動向」調査）として実施するものであることを申し添える。

### 記

- 1 本報告は、以下の時点の報告から適用すること。
  - (1) 令和 4 年 11 月以降の審査に係る医療費の報告
  - (2) 令和 4 年 11 月末時点以降の医療機関マスターについての報告
  - (3) 令和 4 年 10 月末時点以降の国民健康保険の被保険者数及び後期高齢者医療の被保険者数
- 2 都道府県の担当主管部（局）は、貴管下国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に対し、当該通知の内容を周知させるとともに、毎月の月末時点の国民健康保険の被保険者数及び後期高齢者医療の被保険者数を提供すること。
- 3 本報告は、国保連合会が作成し、国民健康保険中央会を経由して提出を求めるものであること。この提出に当たっては、別途定める「報告要領」に基づき、磁気記録媒体により行うこと。